

文教福祉委員会会議録

- 1 日時 令和5年6月9日（金曜日）
開会 午前10時35分
閉会 午前10時49分
- 2 場所 第1委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名
（出席） 委員長 萱野哲也 副委員長 溝手宣良
委員 山名正晃 委員 小野耕作
" 深見昌宏 " 津神謙太郎
" 山口久子
（欠席） なし
（その他出席者） なし
- 4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名
議会事務局長 西村佳子 同次長 宇野裕
同議事係主査 小野達司
- 5 説明のため出席した者の職氏名
副市長 中島邦夫 政策監 難波敏文
総合政策部長 梅田政徳 政策調整課長 岡本紀子
総務部長 内田和弘 財政課長 横田優子
保健福祉部長 上田真琴 福祉課長 江口真弓
福祉課主幹 田中章彦 教育長 久山延司
- 6 付議事件及びその結果
議案第38号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第2号） 原案可決
- 7 議事経過の概要
別紙のとおり
- 8 その他必要な事項
別紙のとおり

開会 午前10時35分

○委員長（萱野哲也君） ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席7名全員であります。

これより、先ほどの本会議において付託されました案件の審査を行います。

それでは、議案第38号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第2号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（江口真弓君） それでは、議案第38号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

この補正予算につきましては、電力、ガス、食料品等の価格高騰により家計への影響が大きい低所得世帯等に対し1世帯当たり3万円の給付金を支給するもので、これらに伴い必要となりました経費を計上するものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ307億2,330万円とするものでございます。

便宜、歳出から御説明いたしますので、予算書、10、11ページをお開きください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第3節職員手当等から第12節委託料までは、住民税非課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金の支給に必要な事務的経費でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、給付金の対象となる非課税世帯を6,200世帯、家計急変世帯を300世帯と見込み、1億9,500万円を計上するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算書、8、9ページにお戻りください。

第19款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金2億1,100万円は、財源調整でございます。

なお、本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する予定ですが、交付決定の後に歳入予算へ計上することといたしております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） 質問をさせていただきます。

まず、家計急変世帯に関してなんですけども、今回、この3万円支給に関しては、令和5年度の住民税非課税世帯というふうな形、前回、令和4年度の方でも家計急変世帯があったと思うんですけども、今回、令和5年度でなった方なんですけども、令和4年度で家計急変があった方に対してその案内というのがあるんでしょうか。もうその方にはなくて、この家計急変世帯というのは自主的

な申込みになるのかというのとは分かりますか。

○委員長（萱野哲也君） 福祉課長。

○福祉課長（江口真弓君） 家計急変世帯の方につきましては、特にこちらから案内をすることはございません。令和5年1月から9月の中の一月に関して、前年より家計が急変したという、前月でもいいです、1円でも減ったみたいなきことがございましたら申請書を出していただくような御案内になります。ですので、ホームページや広報紙等で家計急変世帯の方への周知をさせていただきます。申出いただくような形を取ろうと思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません、今の山名委員の御質問の中の答弁で、前年と比べてなんですけれど、ということは、コロナ禍で家計が急変したよという部分が何年か続いているんでしょうけど、その元じゃなしにあくまで前年と比べてということでもいいんですかね。もうこのコロナ禍になると、この2年や3年減ったけど、それは関係なく、あくまで前年という意味でよろしいでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 福祉課長。

○福祉課長（江口真弓君） 説明が不足して申し訳ありません。

前年に対してだけに限らず、例えばこの1月から9月の間に突然離職しないといけない状態があったとか、世帯主が例えば亡くなったとかということで世帯の状況が予期せず急変した場合は、その1箇月、急変した月の金額が非課税世帯に相当する金額に落ち込んでいれば対象とするという考えでございます。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をいたしました。

そのほかに教えていただきたいんですが、これがこれから始まるんですけど、この期限はいつまでなんですか。いつまでに申請をしていつまでに交付されるという、そういった期限を教えてください。

○委員長（萱野哲也君） 福祉課長。

○福祉課長（江口真弓君） 申請期限は、今のところ10月末までというふうに考えております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 10月末までということで承知をいたしました。

それと、ここの3万円を給付すること自体は何もないんですけど、ここに関して委託料ということになっていると思うんです。ここが委託料になっているということは、どこかの業者に委託す

るということになるんですか、会計年度任用職員さんをそのために雇ってではなく、委託料となっているのを、ここの御説明をお願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 福祉課長。

○福祉課長（江口真弓君） この業務に当たっていただく職員の関係ですが、会計年度任用職員を市が採用するのではなく、派遣業者に委託しまして派遣していただくような形を取ろうと思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をしました。

派遣業者から派遣をしていただくということで、職員が新たに何かをするということではないということなんだろうというふうに認識をしたんですが、そうすると、この職員手当等のところには時間外勤務手当とかがあるので、いわゆる言い方が正しいかどうかは別として、結局これ業者に丸投げではなくって、あくまで職員が何かをする、それに伴い管理職員特別勤務手当もあるので、ここに関しては、管理職などだと残業代とか出ないんだと思うんですけど、土日祝日もこれは出るということがもう想定されているから、土日祝日の対応も管理職の皆さんで賄うというふうなところまで想定されていると。業者をお願いするんだけど、結局しなければならないというところが残るという認識でよろしいんですか。

○委員長（萱野哲也君） 福祉課長。

○福祉課長（江口真弓君） 委託料で計上しております派遣の職員の部分については、あくまでも事務補助的なことをやっていただくことを考えております。ですので、福祉課職員、もしくは応援職員がいただけるようであれば職員もこの業務には当たってやらないとこの事業は実施できないと思っております。ですので、時間外勤務手当と、土日につきましても私のような管理職が出てすることを想定しておりますので、予算のほうを計上させていただいております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。何かイメージとしては、そうやって業者に委託するんであれば職員さんの負担がほぼなくていいのかなって、それだといいなと思ったんですけど、やはりそういうわけにはいかないと。職員さんも対応しなければならないし、管理職の方も当然対応しなければならないということで、全部を市職員で賄うよりは負担は減るのかもしれませんが、そうですか、もうちょっと何か職員さんの負担が減るぐらい任せたらいいのになという期待があって、どれくらい委託されているのかなというのが気になったので質問をさせていただきました。

ちょっと細かいことで言うと、委託料の中の最後の業務用車両1台というのは、これは何箇月とかが記入されていないんですけど、予算調書で言うと。これ、業務用車両というものもその業者から車を借りる、何かあったらその車で移動する。これはどういった用途でこの業務用車両という

のを借りるようになっているのでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 福祉課長。

○福祉課長（江口真弓君） こちら、委託料の中に含まれます業務用車両につきましては、派遣職員の方が乗っていただくリースの車を考えております。市の公用車には派遣の職員の方に乗っていただくわけにはいかないもので、そういった方が、申請書とか確認書の中に不備があった場合とか、直接御訪問をしながら手直しを入れたりというところを想定をいたしております。基本的には3箇月分ぐらいを見込んでおります。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） じゃあ、もうこれ最後の質問にさせていただこうと思うんですけど、申請とかの期限が10月末までということだったんですけど、これが、要は期限後に、この周知がされていたとしても、なかなか対応ができていなくて、対象世帯のほうですよ。期限後にもし申請があったりした場合には、期限が切れるからもうそこでばんと切る。その対応というのはもう職員です、委託された業者ではなく。期限が切れたら委託された業者はいなくなるので、派遣された方がなくなるので、全部職員で対応するというふうな認識でいいのでしょうか。それとも、この業務に対する委託なので、期限が切れてますけど問合せがあったらそちらの方にまた個別の訪問とかしていただくとか、そういったことはどこら辺までこの委託先は面倒を見てくださるのかなというのを教えてください。

○委員長（萱野哲也君） 福祉課長。

○福祉課長（江口真弓君） 派遣職員の委託料のうち、幾らかのスタッフは11月までを想定しておりますので、10月末が申請期限ですが、その後、支払いの業務であったりとか事務整理がありますので11月までは派遣職員で賄おうと思っておりますが、先ほど言われた期限が切れての申請等につきましては、なるべくプッシュ型でまだ提出が出ていませんがというようなこともこの派遣職員の方にお電話等をしていただきながら、なるべく対象になる方には申請確認書を提出していただくように進めたいと思います。ただ、どうしても期限が切れても出てこなかった方については、この給付金を辞退したものとみなすといった要綱にさせていただいております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 他に質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） すみません、では、私から一つだけ。

今さっきの質問の中でよく分からなかったのがあって、山名委員からは案内はしないのかと言ったら、ホームページや広報でしますと。これは急変世帯のみで、非課税世帯に対しては案内はするというのでよろしいんですか。

福祉課長。

○福祉課長（江口真弓君） 委員長がおっしゃるとおり、非課税世帯につきましては、こちら、税情報が確認でき次第、対象の方について確認書というものを送らせていただきます。ただ、家計急変世帯の方はこちらでは把握できないので、どうしても申請型、申出をいただくような形を取ろうと思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 承知しました。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査を終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時49分